

辰野町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱

平成 26 年 12 月 1 日

告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や、空き家にある家財道具等の処分運搬や、空き家のライフライン整備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和 54 年辰野町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、空き家とは、辰野町空き家バンク実施要綱（平成 26 年辰野町告示第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された住宅及びその敷地をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の第 1 号及び第 2 号に該当する者（以下「空き家を購入又は賃借する者」という。）又は第 3 号に該当する者（以下「空き家所有者」という。）とする。

- (1) 空き家バンクを利用して、空き家の売買又は賃貸借（一親等の親族からの購入又は賃借を除く。）の契約を締結した者で、申請時において、辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成 17 年辰野町条例第 3 号）第 2 条に規定する町税等（以下「町税等」という。）を滞納していない者
- (2) 購入又は賃借した空き家に 5 年を超えて居住しようとする者
- (3) 空き家を所有又は管理している者で、申請時において、町税等に滞納がない者

(補助対象経費、補助額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とし、補助金の額（以下「補助額」という。）は、当該各号に定める額とする。

- (1) 空き家の改修経費 空き家の改修（町内事業者による改修に限る。）を行うときは、当該改修に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で 30 万円を限度とする。
- (2) 空き家の家財道具等の処分運搬経費 空き家の家財道具等の処分運搬（町内事業者による処分運搬に限る。）を行うときは、当該処分運搬に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で 15 万円を限度とする。
- (3) 空き家のライフライン整備経費 空き家を購入又は賃借する者が入居後、電気や水道など日常生活に必要な社会基盤の正常なサービス提供が受けられなくなり、居住が困難な状況が継続し、その復旧の目処がたたないと認められる場合、その対策として代替施設を整備するときには、当該ライフライン整備に係る経費を補助対象とする。この場合において、補助額は補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で 30 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
- (2) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

4 補助金は、同一の空き家に対して、改修に係るもの、処分運搬に係るもの及びライフライン整備に係るもの、それぞれ1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項第1号に規定する空き家の改修に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、売買または賃貸借契約後1年以内に、辰野町定住促進空き家改修費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、空き家を購入又は賃借する者は、第2号を除き、空き家所有者は、第1号及び第3号を除くものとする。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (2) 同意書(様式第5号)
- (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家改修工事費用の見積書の写し
- (5) 空き家改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

2 前条第1項第2号に規定する空き家家財道具等の処分運搬に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、売買または賃貸借契約後1年以内に、辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、空き家を購入又は賃貸する者は、第2号を除き、空き家所有者は、第1号及び第3号を除く。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (2) 同意書(様式第5号)
- (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家の家財道具等処分運搬費用の見積書の写し
- (5) 処分運搬をする家財道具等の配置を示した空き家の平面図
- (6) 空き家の家財道具等の処分運搬に着手する前の当該家財道具等の写真
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの

3 前条第1項第3号に規定する空き家のライフライン整備に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、売買または賃貸借契約後1年以内に、辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、空き家を購入又は賃借する者は、第2号を除き、空き家所有者は、第1号及び第3号を除くものとする。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (2) 同意書(様式第5号)
- (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家ライフライン整備費用の見積書の写し

- (5) 空き家ライフライン整備に着手する前の当該整備箇所の写真
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の変更又は中止等)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、辰野町定住促進空き家改修費等補助事業変更・中止承認申請書（様式第 6 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第 7 条 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 1 号に規定する補助事業が完了したときは、辰野町定住促進空き家改修費補助金実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- (2) 空き家改修工事費用の領収書の写し
- (3) 空き家改修工事完了後の当該工事箇所の写真
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

2 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する補助事業が完了したときは、辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の家財道具等処分運搬費用の領収書の写し
- (2) 空き家の家財道具等処分運搬後の写真(第 5 条第 2 項第 5 号と同じ箇所を撮影したもの)
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

3 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業が完了したときは、辰野町定住促進空き家ライフライン整備補助金実績報告書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- (2) 空き家ライフライン整備費用の領収書の写し
- (3) 空き家ライフライン整備完了後の当該整備箇所の写真
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、辰野町定住促進空き家改修費等補助金請求書（様式第 10 号）により、町長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第 9 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助事業の対象となった空き家を、補助金の交付を受けた日から 5 年以内に譲渡し、

交換し、又は貸付けしたとき。

(2) 補助事業の対象となった空き家から、補助事業者及びその世帯員全員が、補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年10月6日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年10月5日に限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付決定を受けた第4条第1項に規定する補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付決定を受けた第4条第1項に規定する補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。